

電子証明書の取得はお早めに

～ e-Tax[イータックス]で税額控除が受けられます～

皆さん、電子証明書をご存知ですか？

電子証明書は、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出などの行政サービスを受けるために利用するもので、個人向けの電子証明書は、地方公共団体による「公的個人認証サービス」にて発行されています。

この電子証明書については、平成 19 年度税制改正で、取得促進を目的として、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設されました。

これは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して平成 19 年分または 20 年分（いずれか 1 回）の所得税の確定申告書を申告期限（平成 19 年分は平成 20 年 3 月 17 日、平成 20 年分は平成 21 年 3 月 16 日）までに提出する際に、併せて本人の電子署名と電子証明書を送信した場合には、所得税額から 5,000 円（その年分の所得税額を限度）を控除できるといふものです。

e-Tax を利用するには「電子証明書」と「ICカードリーダーライター」が必要になります。

e-Tax を利用する際には、公的個人認証サービスを利用した電子証明書による本人確認を行います。証明書の取得にあたり証明書を保存するための住基カード（住民基本台帳カード）とカードの情報をパソコンからシステムへとリンクさせる IC カードリーダーライターが必要となります。

電子証明書の取得：役場戸籍年金係窓口で住基カードを入手し、申請書などを提出して取得できます。（発行手数料として、住基カードは 500 円、電子証明書は 500 円が必要）

確定申告時期が近づくと、役場窓口が混み合う場合がありますので、電子証明書の取得はお早めをお願いします。

IC カードリーダーライターの入手：家電量販店やインターネット販売で購入できます。

住基カード、電子証明書の取得方法につきましては、保健福祉課戸籍年金係（☎ 52 2144）にお問い合わせください。

広報みなみふらの

お知らせ版

2007.11.15

No.152

富良野警察署からのお知らせ

12月10日から落とし物の取扱いが変わります

落とし物や忘れ物の保管期間が 6 ヶ月から 3 ヶ月へ変更になります。

これまでは、警察署に拾得物が届けられた場合、落とし主を探し、また、落とし主からの連絡を待つ期間は 6 ヶ月でしたが、その期間が 3 ヶ月に変更されます。

落とし物や忘れ物の情報がインターネットで公表され、探しやすくなります。

携帯電話やカード類など個人情報が入った物については、拾った人が所有権を取得できなくなります。

携帯電話やカード類などの個人情報が入った拾得物については、個人情報の保護などの観点から、落とし主が見つからない場合でも、拾得者に所有権が移転しないこととなります。

傘・衣類など大量・安価な物は、2 週間以内に落とし主が見つからない場合、売却できることとなります。

警察署長と特定施設占有者は、傘・衣類など大量・安価な物や保管に不相当な費用を要する物については、2 週間以内に落とし主が見つからない場合は、売却などの処分ができることとなります。

詳細は、富良野警察署・北海道警察のホームページをご覧ください。

金山地区 移動町長室 開催日程変更のお知らせ

変更前

12月5日(水) 午後6時30分から



変更後

12月10日(月) 午後7時から

会場は、金山地区コミュニティセンターで変更ありません。

企画課（広報統計係）☎ 52 2115